

長野県地域公共交通計画 新旧対照表 (令和 7 年 6 月)

頁	変更後	変更前																				
53	<p>3-2 地域公共交通の維持・確保に関する関係者間の役割分担の原則</p> <table border="1" data-bbox="197 284 1131 719"> <thead> <tr> <th>各主体</th> <th>役割 (※1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td> 広域圏間や広域圏内（広域圏内の中心市町と周辺市町村）をつなぐ広域的な移動手段（主要幹線、幹線）の維持・確保 (例)・地域鉄道の施設整備支援 ・地域鉄道路線に係る関係者の話合いの場の設置 ・バス路線の運行費支援（高速バス含む）、バス車両の貸付け ・市町村のサポート 等 </td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td> 隣接する市町村間や市町村内における移動手段（準幹線、支線）の維持・確保、交通結節点等から観光地までのアクセス確保 (例)・コミュニティバス（デマンド含む）の運行 ・バス路線の運行費支援 等 </td> </tr> <tr> <td>交通事業者</td> <td> 自主運行路線や行政から受託した路線における安全・安心な運行、利用者ニーズを踏まえたサービスの向上 </td> </tr> <tr> <td>県民</td> <td> 公共交通の社会的意義を認識し、「乗って残す、乗って活かす (※2)」という意識を持って、日常生活の中で積極的に公共交通を利用する </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 軸等の種別における各主体の基本的な役割については、本章 4.4-1(1)において示す。</p> <p>※2 参考：「乗って残す、乗って活かす公共交通」 県民大会（H20~22）</p>	各主体	役割 (※1)	県	広域圏間や広域圏内（広域圏内の中心市町と周辺市町村）をつなぐ広域的な移動手段（主要幹線、幹線）の維持・確保 (例)・地域鉄道の施設整備支援 ・地域鉄道路線に係る関係者の話合いの場の設置 ・バス路線の運行費支援（高速バス含む）、バス車両の貸付け ・市町村のサポート 等	市町村	隣接する市町村間や市町村内における移動手段（準幹線、支線）の維持・確保、交通結節点等から観光地までのアクセス確保 (例)・コミュニティバス（デマンド含む）の運行 ・バス路線の運行費支援 等	交通事業者	自主運行路線や行政から受託した路線における安全・安心な運行、利用者ニーズを踏まえたサービスの向上	県民	公共交通の社会的意義を認識し、「乗って残す、乗って活かす (※2) 」という意識を持って、日常生活の中で積極的に公共交通を利用する	<p>3-2 地域公共交通の維持・確保に関する関係者間の役割分担の原則</p> <table border="1" data-bbox="1196 284 2092 719"> <thead> <tr> <th>各主体</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td> 広域圏間や広域圏内（広域圏内の中心市町と周辺市町村）をつなぐ広域的な移動手段（主要幹線、幹線）の維持・確保 (例)・地域鉄道の施設整備支援 ・地域鉄道路線に係る関係者の話合いの場の設置 ・バス路線の運行費支援（高速バス含む）、バス車両の貸付け ・市町村のサポート 等 </td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td> 隣接する市町村間や市町村内における移動手段（準幹線、支線）の維持・確保、交通結節点等から観光地までのアクセス確保 (例)・コミュニティバス（デマンド含む）の運行 ・バス路線の運行費支援 等 </td> </tr> <tr> <td>交通事業者</td> <td> 自主運行路線や行政から受託した路線における安全・安心な運行、利用者ニーズを踏まえたサービスの向上 </td> </tr> <tr> <td>県民</td> <td> 公共交通の社会的意義を認識し、「乗って残す、乗って活かす (※)」という意識を持って、日常生活の中で積極的に公共交通を利用する </td> </tr> </tbody> </table> <p>※参考：「乗って残す、乗って活かす公共交通」 県民大会（H20~22）</p>	各主体	役割	県	広域圏間や広域圏内（広域圏内の中心市町と周辺市町村）をつなぐ広域的な移動手段（主要幹線、幹線）の維持・確保 (例)・地域鉄道の施設整備支援 ・地域鉄道路線に係る関係者の話合いの場の設置 ・バス路線の運行費支援（高速バス含む）、バス車両の貸付け ・市町村のサポート 等	市町村	隣接する市町村間や市町村内における移動手段（準幹線、支線）の維持・確保、交通結節点等から観光地までのアクセス確保 (例)・コミュニティバス（デマンド含む）の運行 ・バス路線の運行費支援 等	交通事業者	自主運行路線や行政から受託した路線における安全・安心な運行、利用者ニーズを踏まえたサービスの向上	県民	公共交通の社会的意義を認識し、「乗って残す、乗って活かす (※) 」という意識を持って、日常生活の中で積極的に公共交通を利用する
各主体	役割 (※1)																					
県	広域圏間や広域圏内（広域圏内の中心市町と周辺市町村）をつなぐ広域的な移動手段（主要幹線、幹線）の維持・確保 (例)・地域鉄道の施設整備支援 ・地域鉄道路線に係る関係者の話合いの場の設置 ・バス路線の運行費支援（高速バス含む）、バス車両の貸付け ・市町村のサポート 等																					
市町村	隣接する市町村間や市町村内における移動手段（準幹線、支線）の維持・確保、交通結節点等から観光地までのアクセス確保 (例)・コミュニティバス（デマンド含む）の運行 ・バス路線の運行費支援 等																					
交通事業者	自主運行路線や行政から受託した路線における安全・安心な運行、利用者ニーズを踏まえたサービスの向上																					
県民	公共交通の社会的意義を認識し、「乗って残す、乗って活かす (※2) 」という意識を持って、日常生活の中で積極的に公共交通を利用する																					
各主体	役割																					
県	広域圏間や広域圏内（広域圏内の中心市町と周辺市町村）をつなぐ広域的な移動手段（主要幹線、幹線）の維持・確保 (例)・地域鉄道の施設整備支援 ・地域鉄道路線に係る関係者の話合いの場の設置 ・バス路線の運行費支援（高速バス含む）、バス車両の貸付け ・市町村のサポート 等																					
市町村	隣接する市町村間や市町村内における移動手段（準幹線、支線）の維持・確保、交通結節点等から観光地までのアクセス確保 (例)・コミュニティバス（デマンド含む）の運行 ・バス路線の運行費支援 等																					
交通事業者	自主運行路線や行政から受託した路線における安全・安心な運行、利用者ニーズを踏まえたサービスの向上																					
県民	公共交通の社会的意義を認識し、「乗って残す、乗って活かす (※) 」という意識を持って、日常生活の中で積極的に公共交通を利用する																					
54	<p>4-1 拠点と軸・主要幹線等の設定</p> <p>拠点の設定</p> <table border="1" data-bbox="197 954 1131 1374"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>位置づけ</th> <th>設定の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③地域拠点</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 各市町村中心部の交通結節点(駅や市町村役場など) 中核的な医療機関、高校、主要な観光地 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 圏域拠点以外の各市町村中心部の交通結節点(市町村役場や駅周辺、もしくはその他生活関連施設の集積地) 高度・専門医療を担う医療機関、総合的な外来診療機能を有する地域に密着した医療機関等 県内全ての高校（通信制を除く） 県内外の観光客が訪れる観光地 ターミナル機能を有する交通結節点 その他地域別部会において地域拠点と定められたエリアの交通結節点 鉄道駅の場合、何らかの形態で切符が購入できる </td> </tr> </tbody> </table>	種別	位置づけ	設定の基準	③地域拠点	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村中心部の交通結節点(駅や市町村役場など) 中核的な医療機関、高校、主要な観光地 	<ul style="list-style-type: none"> 圏域拠点以外の各市町村中心部の交通結節点(市町村役場や駅周辺、もしくはその他生活関連施設の集積地) 高度・専門医療を担う医療機関、総合的な外来診療機能を有する地域に密着した医療機関等 県内全ての高校（通信制を除く） 県内外の観光客が訪れる観光地 ターミナル機能を有する交通結節点 その他地域別部会において地域拠点と定められたエリアの交通結節点 鉄道駅の場合、何らかの形態で切符が購入できる 	<p>4-1 拠点と軸・主要幹線等の設定</p> <p>拠点の設定</p> <table border="1" data-bbox="1196 954 2092 1374"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>位置づけ</th> <th>設定の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③地域拠点</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 一般的な行政手続きや一次医療（かかりつけ医）、日用品の買い物、用足などに対応した地域の中心部 県内外の観光客が訪れる観光地 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 圏域拠点以外の各市町村中心部の交通結節点（市町村役場や駅周辺、もしくはその他生活関連施設の集積地） ターミナル機能を有する交通結節点 その他地域別部会において地域拠点と定められたエリアの交通結節点 鉄道駅の場合、何らかの形態で切符が購入できる </td> </tr> </tbody> </table>	種別	位置づけ	設定の基準	③地域拠点	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な行政手続きや一次医療（かかりつけ医）、日用品の買い物、用足などに対応した地域の中心部 県内外の観光客が訪れる観光地 	<ul style="list-style-type: none"> 圏域拠点以外の各市町村中心部の交通結節点（市町村役場や駅周辺、もしくはその他生活関連施設の集積地） ターミナル機能を有する交通結節点 その他地域別部会において地域拠点と定められたエリアの交通結節点 鉄道駅の場合、何らかの形態で切符が購入できる 								
種別	位置づけ	設定の基準																				
③地域拠点	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村中心部の交通結節点(駅や市町村役場など) 中核的な医療機関、高校、主要な観光地 	<ul style="list-style-type: none"> 圏域拠点以外の各市町村中心部の交通結節点(市町村役場や駅周辺、もしくはその他生活関連施設の集積地) 高度・専門医療を担う医療機関、総合的な外来診療機能を有する地域に密着した医療機関等 県内全ての高校（通信制を除く） 県内外の観光客が訪れる観光地 ターミナル機能を有する交通結節点 その他地域別部会において地域拠点と定められたエリアの交通結節点 鉄道駅の場合、何らかの形態で切符が購入できる 																				
種別	位置づけ	設定の基準																				
③地域拠点	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な行政手続きや一次医療（かかりつけ医）、日用品の買い物、用足などに対応した地域の中心部 県内外の観光客が訪れる観光地 	<ul style="list-style-type: none"> 圏域拠点以外の各市町村中心部の交通結節点（市町村役場や駅周辺、もしくはその他生活関連施設の集積地） ターミナル機能を有する交通結節点 その他地域別部会において地域拠点と定められたエリアの交通結節点 鉄道駅の場合、何らかの形態で切符が購入できる 																				

(1) 軸・主要幹線等の確保・維持における各主体の役割

軸等の種別	主な交通モード	各主体の基本的な役割
C 幹線(圏域中心市町・周辺市町村間連携)	・鉄道(別所線、上高地線) ・バス(地域間幹線系統等)	県が主体的に関与しつつ、広域圏の中心市町村・沿線市町村・交通事業者等と連携し、維持・確保を図る。 [鉄道] 県と沿線市町村による設備投資への支援や利用促進等 [バス] 県による運行費への支援や、バス車両の貸付け等 ※県の支援を活用してもなお運行の維持が困難な場合は、沿線市町村の協力(財政負担)により維持・確保を図る
D 準幹線(市町村間連携)	・バス	沿線市町村が主体的に維持・確保を図る。(コミュニティバスの運行、運行費への支援等) ※圏域拠点への移動に必要な不可欠な路線と認められる場合はC幹線とみなし、県による運行費支援を行う

軸等の種別	主な交通モード	各主体の基本的な役割
C 幹線(圏域中心市町・周辺市町村間連携)	・鉄道(別所線、上高地線) ・バス(地域間幹線系統等)	県が主体的に関与しつつ、広域圏の中心市町村・沿線市町村・交通事業者等と連携し、維持・確保を図る。 [鉄道] 県と沿線市町村による設備投資への支援や利用促進等 [バス] 県と市町村による運行費への支援、県によるバス車両の貸付け等
D 準幹線(市町村間連携)	・バス	沿線市町村が主体的に維持・確保を図る。(コミュニティバスの運行、運行費への支援等)

(3) 広域的・幹線的なバス路線の維持・確保

(3) 広域的・幹線的なバス路線の維持・確保					
① 広域的・幹線的なバス路線(C幹線等)の運行費等に対する県独自支援					
内容	複数市町村を跨いで運行する広域的・幹線的なバス路線の確保・維持を図るため、路線を運行するバス事業者等に対し、県が運行費等を支援します。また、県の支援を活用してもなお運行の維持が困難な場合は、沿線市町村においても財政支援を行うなど主体的に関与し、維持・確保を図ります。 なお、県の支援路線として位置づける系統は下表(P68, 69)に示します。				
実施主体	県…県独自の財政支援(信州型広域バス路線支援制度) 市町村…財政支援				
実施年度(予定)	R6	R7	R8	R9	R10
			事業実施		
② 地域間幹線系統運行費等に対する支援					
内容	地域間幹線系統の確保・維持を図るため、路線を運行するバス事業者等に対し、国と県が運行費等を支援します。また、沿線市町村においても財政支援を行うなど主体的に関与し、維持・確保を図ります。 なお、地域間幹線系統として位置づける系統は下表(P68, 69)に示します。				
実施主体	国…財政支援(地域公共交通確保維持事業(地域間幹線系統確保維持費国庫補助金)等) 県…国庫補助と協調した財政支援(地域間幹線系統確保維持費補助金) 市町村…財政支援				
実施年度(予定)	R6	R7	R8	R9	R10
	事業実施				

(3) 広域的・幹線的なバス路線の維持・確保					
① 広域的・幹線的なバス路線(地域間幹線系統)の運行費等に対する支援					
内容	複数市町村を跨いで運行する広域的・幹線的なバス路線(地域間幹線系統)の確保・維持を図るため、路線を運行するバス事業者等に対し、国と県が運行費等を支援します。また、沿線市町村においても財政支援を行うなど主体的に関与し、維持・確保を図ります。 なお、地域間幹線系統として位置づける系統は下表(P68, 69)に示します。				
実施主体	国…財政支援(地域公共交通確保維持事業(地域間幹線系統確保維持費国庫補助金)等) 県…国庫補助と協調した財政支援(地域間幹線系統確保維持費補助金) ※県補助金は、行政の関与のあり方と合わせて見直しを検討していきます。 市町村…財政支援				
実施年度(予定)	R6	R7	R8	R9	R10
	事業実施				
② 県有民営バス車両の貸付け					
内容	県が国の補助制度を活用しながらバス車両を購入・所有し、地域間幹線系統を運行するバス事業者に対して貸与することで、広域的・幹線的な幹線バス路線の確保・維持を支援します。				
実施主体	県…バス車両の購入・貸付け(県有民営による幹線バス路線確保対策事業) 国…財政支援(地域公共交通確保維持改善事業費補助金(公有民営方式車両購入費国庫補助金)) 交通事業者…地域間幹線系統の運行				
実施年度(予定)	R6	R7	R8	R9	R10
	事業実施				

③ 県有民営バス車両の貸付け

内容	県が国の補助制度を活用しながらバス車両を購入・所有し、地域間幹線系統を運行するバス事業者に対して貸与することで、広域的・幹線的な幹線バス路線の確保・維持を支援します。 ※R8 事業から車両の実勢価格上昇に伴い、県負担額を引き上げます。				
実施主体	県…バス車両の購入・貸付け（県有民営による幹線バス路線確保対策事業） 国…財政支援（地域公共交通確保維持改善事業費補助金（公有民営方式車両購入費国庫補助金）） 交通事業者…地域間幹線系統の運行				
実施年度 (予定)	R6	R7	R8	R9	R10
	事業実施				

67

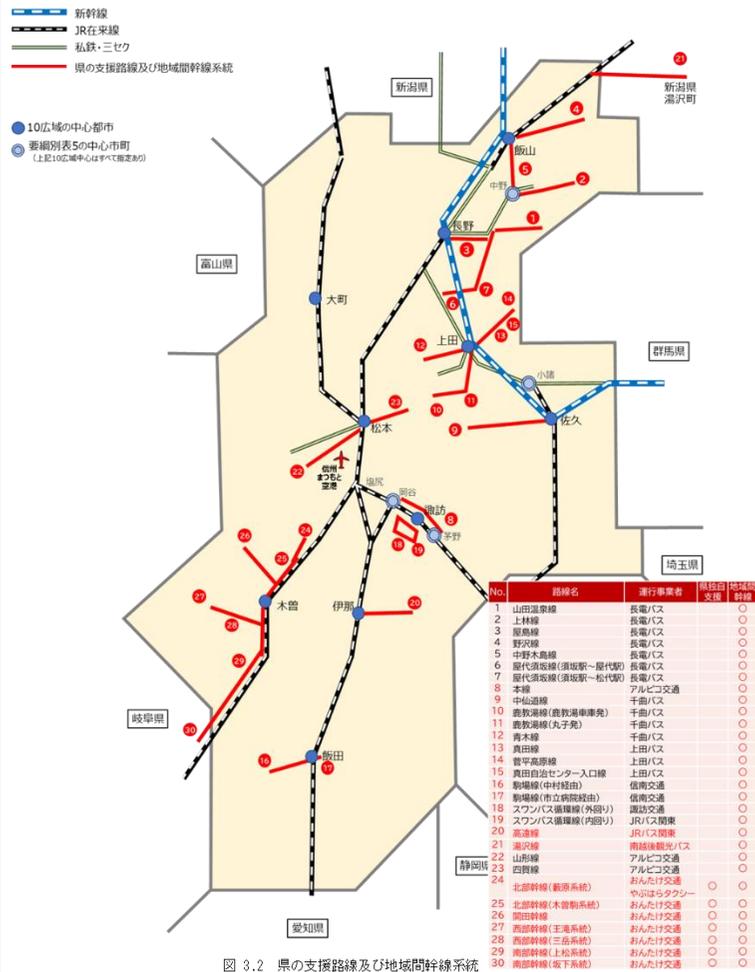


図 3.2 県の支援路線及び地域間幹線系統

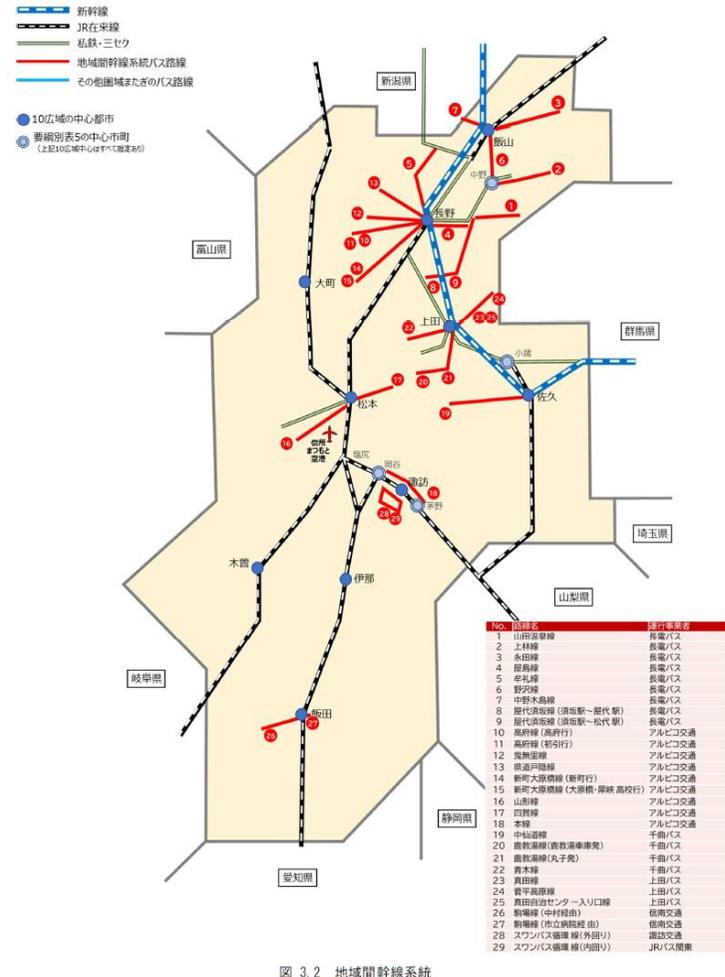


図 3.2 地域間幹線系統

県の支援路線及び地域間幹線系統に位置づける系統は以下のとおりです。

No.	運行事業者	系統名	広域行政圏中心市町村名	起点	終点	路線の位置づけ・必要性	支援制度	
							県独自支援 (県補助)	地域間幹線 (国補助)
1	長電バス(株)	山田温泉線	須坂市	須坂駅	YOU遊ランド	高山村及び須坂市住民の通勤・通学・通院等のため		○
2	長電バス(株)	上林線	中野市	中野駅	上林温泉	山ノ内町及び中野市住民の通学・通院等のため		○
3	長電バス(株)	屋島線	長野市	千石入口	須坂駅	長野市及び須坂市住民の通勤等のため		○
4	長電バス(株)	野沢線	飯山市	飯山駅前	野沢温泉	野沢温泉村・木島平村及び飯山市住民の通勤・通学・通院等のため		○
5	長電バス(株)	中野木島線	中野市	中野駅	飯山駅	飯山市及び中野市住民の通勤・通学・通院等のため		○
6	長電バス(株)	屋代須坂線(須坂駅～屋代駅)	長野市	須坂市	屋代駅	長野市・須坂市及び千曲市住民の通勤・通学・通院等のため		○
7	長電バス(株)	屋代須坂線(須坂駅～松代駅)	長野市	須坂市	松代駅	長野市及び須坂市住民の通勤・通学・通院等のため		○
8	アルビコ交通(株)	本線	岡谷市 諏訪市 茅野市	岡谷	茅野	岡谷市・下諏訪町・諏訪市及び茅野市住民の通勤・通学等のため		○
9	千曲バス(株)	中仙道線	佐久市	岩村田	芦田	立科町及び佐久市住民の通院・通学等のため		○
10	千曲バス(株)	鹿教湯線(鹿教湯車庫発)	上田市	鹿教湯車庫	下秋和	上田市(旧・上田市及び旧・丸子町)住民の通院・通学等のため		○ ※1
11	千曲バス(株)	鹿教湯線(丸子発)	上田市	丸子	下秋和	上田市(旧・上田市及び旧・丸子町)住民の通院・通学等のため		○ ※1
12	千曲バス(株)	青木線	上田市	下秋和	青木	青木村及び上田市住民の通院・通学等のため		○ ※1
13	上田バス(株)	真田線	上田市	上田駅	真田	上田市(旧・上田市及び旧・真田町)住民の通院・通学等のため		○ ※1
14	上田バス(株)	菅平高原線	上田市	上田駅	西菅平大松	上田市(旧・上田市及び旧・真田町)住民の通院・通学等のため		○ ※1
15	上田バス(株)	真田自治センター入口線	上田市	上田駅	真田自治センター入口	上田市(旧・上田市及び旧・真田町)住民の通院・通学等のため		○ ※1
16	信南交通(株)	駒場線(中村経由)	飯田市	飯田駅前	曾山入口	飯田市及び阿智村住民の通勤・通学・通院等のため		○
17	信南交通(株)	駒場線(市立病院経由)	飯田市	飯田駅前	曾山入口	飯田市及び阿智村住民の通勤・通学・通院等のため		○
18	諏訪交通(株)	スワンバス循環線(外回り)	岡谷市 諏訪市	SUWAガラスの里	SUWAガラスの里	岡谷市・下諏訪町及び諏訪市住民の通勤・通学等のため		○

地域間幹線系統に位置づける系統は以下のとおりです。

No.	運行事業者	系統名	広域行政圏中心市町村名	起点	終点	路線の位置づけ・必要性
1	長電バス(株)	山田温泉線	須坂市	須坂駅	YOU遊ランド	高山村及び須坂市住民の通勤・通学・通院等のため
2	長電バス(株)	上林線	中野市	中野駅	上林温泉	山ノ内町及び中野市住民の通学・通院等のため
3	長電バス(株)	永田線	中野市	中野駅	親川	中野市(旧・中野市及び旧・豊田村)住民の通学・通院等のため
4	長電バス(株)	屋島線	長野市	千石入口	須坂駅	長野市及び須坂市住民の通勤等のため
5	長電バス(株)	牟礼線	長野市	長野駅	牟礼	飯綱町及び長野市住民の通勤・通学等のため
6	長電バス(株)	野沢線	飯山市	飯山駅前	野沢温泉	野沢温泉村・木島平村及び飯山市住民の通勤・通学・通院等のため
7	長電バス(株)	中野木島線	中野市	中野駅	飯山駅	飯山市及び中野市住民の通勤・通学・通院等のため
8	長電バス(株)	屋代須坂線(須坂駅～屋代駅)	長野市	須坂市	屋代駅	長野市・須坂市及び千曲市住民の通勤・通学・通院等のため
9	長電バス(株)	屋代須坂線(須坂駅～松代駅)	長野市	須坂市	松代駅	長野市及び須坂市住民の通勤・通学・通院等のため
10	アルビコ交通(株)	高府線(高府行)	長野市	善光寺大門	高府	小川村及び長野市住民の通勤・通院等のため
11	アルビコ交通(株)	高府線(初引行)	長野市	善光寺大門	初引	小川村及び長野市住民の通勤・通院等のため
12	アルビコ交通(株)	鬼無里線	長野市	長野バスターミナル	鬼無里	長野市(旧・長野市、旧・戸隠村及び旧・鬼無里村)住民の通学・通院等のため
13	アルビコ交通(株)	県道戸隠線	長野市	長野バスターミナル	中社宮前	長野市(旧・長野市及び旧・戸隠村)住民の通学・通院等のため
14	アルビコ交通(株)	新町大原橋線(新町行)	長野市	善光寺大門	新町	長野市(旧・長野市及び旧・信州新町)住民の通学・通院等のため
15	アルビコ交通(株)	新町大原橋線(大原橋・犀峽高校行)	長野市	善光寺大門	大原橋犀峽高校	長野市(旧・長野市及び旧・信州新町)住民の通学・通院等のため
16	アルビコ交通(株)※	山形線	松本市	松本バスターミナル	車庫前	山形村及び松本市住民の通勤・通院等のため
17	アルビコ交通(株)※	四貫線	松本市	松本バスターミナル	保福寺下町	松本市及び安曇野市住民の通学・通院等のため
18	アルビコ交通(株)	本線	岡谷市・ 諏訪市・ 茅野市	岡谷	茅野	岡谷市・下諏訪町・諏訪市及び茅野市住民の通勤・通学等のため
19	千曲バス(株)	中仙道線	佐久市	岩村田	芦田	立科町及び佐久市住民の通院・通学等のため
20	千曲バス(株)	鹿教湯線(鹿教湯車庫発)	上田市	鹿教湯車庫	下秋和	上田市(旧・上田市及び旧・丸子町)住民の通院・通学等のため
21	千曲バス(株)	鹿教湯線(丸子発)	上田市	丸子	下秋和	上田市(旧・上田市及び旧・丸子町)住民の通院・通学等のため

No.	運行事業者	系統名	広域行政圏中心市町村名	起点	終点	路線の位置づけ・必要性	支援制度		
							県独自支援 (県補助)	地域間幹線 (国補助)	
								〇	△
19	ジェイアールバス関東(株)	スワンバス循環線(内回り)	岡谷市諏訪市	下諏訪駅	下諏訪駅	岡谷市・下諏訪町及び諏訪市住民の通勤・通学等のため		〇	
20	ジェイアールバス関東(株)	高遠線	伊那市	JRバス車庫前	高遠	伊那市(旧・伊那市及び旧・高遠町)住民の通勤・通学等のため		〇	
21	南越後観光バス株	湯沢線	新潟県津南町	湯沢車庫前	森宮野原駅	栄村住民の通勤・通学等のため		〇	
22	アルピコ交通(株)※2	山形線	松本市	松本バスターミナル	車庫前	山形村及び松本市住民の通勤・通院等のため		〇	
23	アルピコ交通(株)※2	四賀線	松本市	松本バスターミナル	保福寺下町	松本市及び安曇野市住民の通勤・通院等のため		〇	
24	おんたけ交通(株) やぶはらタクシー(株)※3	北部幹線(敷原系統)	木曾町	木曾病院	木祖村役場	木曾町(旧・木曾福島町及び旧日義村)住民の通勤・通学等のため	〇	〇	〇※1
25	おんたけ交通(株)※3	北部幹線(木曾駒系統)	木曾町	木曾病院	大原上	木曾町及び木祖村住民の通勤・通学等のため	〇	〇	〇※1
26	おんたけ交通(株)※3	開田幹線	木曾町	木曾病院	神田宮前	木曾町(旧・木曾福島町及び旧開田村)住民の通勤・通学等のため	〇	〇	〇※1
27	おんたけ交通(株)※3	西部幹線(王滝系統)	木曾町	Aコープ	王滝	木曾町、王滝村住民の通勤・通学等のため	〇	〇	〇※1
28	おんたけ交通(株)※3	西部幹線(三岳系統)	木曾町	Aコープ	交流センター	木曾町(旧・木曾福島町及び旧三岳村)住民の通勤・通学等のため	〇	〇	〇※1
29	おんたけ交通(株)※3	南部幹線(上松系統)	木曾町	木曾病院	池ノ尻	木曾町及び上松町住民の通勤・通学等のため	〇	〇	〇※1
30	おんたけ交通(株)※3	南部幹線(坂下系統)	木曾町	木曾病院	弥栄橋	木曾町・上松町・大桑村及び南木曾町住民の通勤・通学等のため	〇	〇	〇※1

※1 市町村等の地域公共交通計画において、利便増進実施計画の策定を予定しています。(令和7年9月策定予定)

※2 No.22 から No.23 の実施主体は「松本地域公共交通協議会」

※3 No.24 から No.30 の実施主体は「木曾地域公共交通活性化協議会」

上記の地域間幹線系統は、交通事業者の自助努力だけでは維持が困難なため、国の地域公共交通確保維持事業を活用することにより、運行を確保・維持する必要があります。

No.	運行事業者	系統名	広域行政圏中心市町村名	起点	終点	路線の位置づけ・必要性
22	千曲バス(株)	青木線	上田市	下秋和	青木	青木村及び上田市住民の通勤・通学等のため
23	上田バス(株)	真田線	上田市	上田駅	真田	上田市(旧・上田市及び旧・真田町)住民の通勤・通学等のため
24	上田バス(株)	菅平高原線	上田市	上田駅	西菅平大松	上田市(旧・上田市及び旧・真田町)住民の通勤・通学等のため
25	上田バス(株)	真田自治センター入口線	上田市	上田駅	真田自治センター入口	上田市(旧・上田市及び旧・真田町)住民の通勤・通学等のため
26	信南交通(株)	駒場線(中村経由)	飯田市	飯田駅前	曾山入口	飯田市及び阿智村住民の通勤・通学・通院等のため
27	信南交通(株)	駒場線(市立病院経由)	飯田市	飯田駅前	曾山入口	飯田市及び阿智村住民の通勤・通学・通院等のため
28	諏訪交通(株)	スワンバス循環線(外回り)	岡谷市・諏訪市	SUWAガラスの里	SUWAガラスの里	岡谷市・下諏訪町及び諏訪市住民の通勤・通学等のため
29	ジェイアールバス関東(株)	スワンバス循環線(内回り)	岡谷市・諏訪市	下諏訪駅	下諏訪駅	岡谷市・下諏訪町及び諏訪市住民の通勤・通学等のため

※No.16 (山形線)、No.17 (四賀線) の実施主体は「松本地域公共交通協議会」

上記の地域間幹線系統は、交通事業者の自助努力だけでは維持が困難なため、国の地域公共交通確保維持事業を活用することにより、運行を確保・維持する必要があります。